

## 奈良市工事監督要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するため工事の監督について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規程による監督を行う職員をいう。
- (2) 工事主管課長 工事の施行を主管する課（これに相当するものを含む。）の長をいう。
- (3) 請負者 奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の規定に基づき、工事の請負契約を締結した者をいう。

### (監督員の任命)

第3条 工事主管課長は、工事ごとに当該課の技術職員のうちから監督員を任命し、当該工事の施行に必要な事項を指示しなければならない。

### (監督員の交替)

第4条 工事主管課長は、監督員を交替させる必要が生じたときは、後任者を任命するとともに、自ら立会いの上必要事項の引継ぎをさせなければならない。

### (監督の基準)

第5条 工事の監督は、契約書、設計書、仕様書、その他関係書類（以下「設計図書等」という。）に基づき、立会い、指示その他の方法によって厳正かつ公平に行わなければならない。

### (監督員の注意義務)

第6条 監督員は、工事についての関係法令を熟知するよう努めなければならない。

- 2 監督員は、請負者その他の利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに、その工事に関連する他の機関及び地元との関係に留意し、工事の施行に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

### (工事の確保等)

第7条 監督員は、常に工事の進捗を検討し、契約期限履行について請負者に指示しなければならない。

- 2 監督員は毎月末における工事の進捗状況を工事主管課長に報告しなければならない。

(監督員の書類等の整備)

第8条 監督員は、次の各号に掲げる書類等を整備しておくものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 設計書及び図面
- (3) 仕様書
- (4) 工事費内訳明細書
- (5) 工程表
- (6) 工事日誌
- (7) 指示書等
- (8) 材料検査に関する書類
- (9) 支給品に関する書類
- (10) 工事写真
- (11) その他必要な書類

(工事の記録等)

第9条 監督員は、請負者の工事の施行について、立会い、指示その他当該工事の施工に関する必要事項及びその状況等を工事日誌に記録しなければならない。

(材料等の検査)

第10条 監督員は、請負者から工事材料に係る検査の要求があったとき、又は必要があると認めたときは、直ちに設計図書等に基づき適当と認める方法により、その品質、形状、寸法及び数量等について、厳正に検査しなければならない。

- 2 監督員は、前項の検査の結果、不合格となった工事材料については、請負者をして遅滞なく現場から搬出させるとともに、良品と交換させなければならない。
- 3 監督員は、請負者から工事材料のうち調合を要するものの立会い又は見本検査を求められたときは、速やかに設計図書に基づき適当と認める方法により、検査をしなければならない。

(立会い又は破壊等による確認)

第11条 監督員は、次の各号に掲げる工事の施行に立ち会わなければならない。

- (1) 水中又は地中に埋設する工事その他外面より明視できない工事
- (2) 施行技術面から判断してやり直しができない工事
- (3) その他設計図書で指定した工事

- 2 監督員は、やむを得ない理由により前項各号に掲げる工事の施行に立ち会うことができないときは、請負者に対し現場写真の撮影その他適宜な方法を指示し、その成果を確認しなければならない。

- 3 監督員は、請負者が前2項に規程する立ち会いその他の方法による確認を受けないで、第1項各号に掲げる工事を施行したときは、必要に応じて破壊等の方法

により当該工事の施工の適否を確認しなければならない。

(設計図書等の疑義)

第12条 監督員は、次の各号に掲げる事実を発見したとき、又は請負者から通知を受けたときは、工事主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微な事項については、請負者に必要事項を指示し、その旨を工事主管課長に報告するものとする。

(1) 設計図書等と工事現場の状態が一致しないとき。

(2) 設計図書等に誤り又は脱漏があるとき。

(3) 地盤等について予期することができない状態を発見したとき。

(手直し指示)

第13条 監督員は、工事の施工が設計図書等に適合しないと認めたときは、直ちに請負者に手直しを命じ、完全な工事を実施させなければならない。

(現場写真)

第14条 監督員は、必要に応じ現場写真を撮影するほか、設計書等その他必要な指示により、請負者をして現場写真を撮影させなければならない。

(現場代理人等)

第15条 監督員は、現場代理人等が工事の施工管理につき著しく不適当と認め、その交替を求めるときは工事主管課長の指示を受けなければならない。

(工事の下請負)

第16条 監督員は、請負者が工事を下請けさせる場合は、請負者に対しその名称その他必要な事項について通知を求め、その内容を工事主管課長に報告しなければならない。

2 監督員は、下請負者が工事の施工について著しく不適当であると認めたときは、工事主管課長に報告しその指示を受けなければならない。

(工事の変更等)

第17条 監督員は、工事の内容を変更し又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるときは、速やかに工事主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微な変更で明らかに判定がつくものについては、自らその措置について請負者に指示を与え、事後においてその旨を工事主管課長に報告するものとする。

(工事の延長)

第18条 監督員は、請負者から工事完成延長願の提出があったときは、遅滞なくその内容を調査し、意見を付して工事主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第19条 監督員は、災害防止その他工事の施行上、緊急に請負者に対し臨機の措置を取らせる必要があるときは、工事主管課長の指示を受けなければならない。ただし、その指示を受けるいとまがないときは、適宜な指示を行い、そのてん末を工事主管課長に報告しなければならない。

2 監督員は、請負者が緊急やむを得ず、指示なくして臨機の措置をとった場合は、直ちにこれを確認し、工事主管課長に報告しなければならない。

(工事目的物の損害)

第20条 監督員は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物若しくは工事材料に損害を生じたとき、その他工事の施行に関し損害を生じたとき、又は工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なく請負者に報告させるとともに、その事実を調査し意見を付して工事主管課長に報告し指示を受けなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第21条 監督員は、天災その他不可抗力によって工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料に関し、損害を生じたことについて請負者から通知を受けたときは、実情を詳細に調査して、工事主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(解体材又は発生品)

第22条 監督員は、工事の施行に伴い、解体材又は発生品を生じたときは、請負者からその内容を明らかにした調書を提出させた上、工事主管課長に報告しなければならない。

(工事完了届等)

第23条 監督員は、工事が完了したとき又は契約により部分払いの必要がある場合において、所定の既済部分があると認められるときは、速やかに請負者から請負工事完了届又は中間検査願を提出させなければならない。

(工事目的物及び既済部分の査定等)

第24条 監督員は、前条の規定により請負者から請負工事完了届又は中間検査願の提出があったときは、速やかに設計図書に基づき、工事目的物又は既済部分の構造、寸法等を審査し、査定するものとする。

(工事の完成報告)

第25条 監督員は、工事完成検査が終了したときは、当該工事の施行に関する必要書類を速やかに整理し、工事主管課長に提出するものとする。

(手続き等の省略)

第26条 軽微な工事又は緊急を要する工事については、この要綱の一部を省略することができる。

(雑 則)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、工事監督の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する